第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

- (1)環境保全系統の配置方針
- ① 環境保全系統の緑の考え方

環境保全系統の縁として、以下のような緑が考えられます。

●市の骨格を形成する緑

都市の骨格となる樹林地や河川等の水辺地、一団の優良農地等

●快適な生活環境を支える緑

緑の拠点・水の拠点となる都市公園や、市街地内やその周辺にある樹林地や 農地、河川、地域の歴史的な風土、郷土景観を構成する社寺林等

●都市の環境負荷を軽減する緑

風の通り道となる幹線道路の街路樹、工業地周辺への環境負荷を和らげる緩 衝緑地や工場内の緑等

② 配置方針

環境保全系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆本市の骨格となる河川、海や優れた農地を保全し、豊かな自然環境を形成します。
- ◆市街地とその周辺の河川、崖地の斜面林や幹線道路の植栽は、生物多様性の保全 を図るために必要な緑地として位置づけ、水と緑のネットワークを形成します。
- ◆緩衝緑地は工業地と住宅地の環境改善を図る緑地に位置づけます。
- ◆緑の拠点・水の拠点となる都市公園は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に必要な緑地として位置づけ、市街地とその周辺に配置します。
- ◆寺社等の歴史ある緑や身近な公園等は、市街地の環境形成にかかわる緑地として 位置づけ、適正に配置します。

■環境保全系統の配置方針図



※寺社の緑は、児童遊園、ちびっ子広場として利用されている寺社のみ示す

(2) レクリエーション系統の配置方針

① レクリエーション系統の緑の考え方

レクリエーション系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

●市民と自然のふれあいの場となる緑

良好な水辺環境を有する矢作川、油ヶ淵、衣浦港等の水辺地

●日常的なレクリエーションの場となる緑

歩いて行ける身近なレクリエーション空間である街区公園、地域のスポーツ、 屋外レクリエーションの場となる学校グラウンド、児童遊園、ちびっ子広場 等

●広域的なレクリエーションの場となる緑

市民の多様なレクリエーション需要に対処する臨海公園、明石公園、油ヶ淵 水辺公園等

●ネットワークを構成する緑

公園等を相互に連絡し、レクリエーション利用効果を高める幹線道路の街路 樹、市街地内の河川等

② 配置方針

レクリエーション系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園は、それぞれの機能に応じた広域的な交流拠点として位置づけ配置します。
- ◆ 碧南緑地(港湾緑地)は、海を身近に感じることができる広域的な交流拠点となる公共施設緑地として位置づけます。
- ◆ 矢作川河川敷は、身近に自然とふれあえる緑地として位置づけ、矢作川堤防リフレッシュ事業を推進します。
- ◆ ㈱JERAのヒーリングガーデン、エコパークは、広域的な交流拠点となる民間 施設緑地として位置づけます。
- ◆ 近隣公園は、地域の交流拠点として位置づけ、各地域にバランスよく配置します。
- ◆ 街区公園や都市緑地は、地域の日常的な利用に供する場として位置づけ、各地域 にバランスよく配置します。
- ◆ 児童遊園やちびっこ広場は、最も身近なレクリエーションの場として位置づけ、 地域のニーズを考慮して配置します。

■レクリエーション系統の配置方針図



(3) 防災系統の配置方針

① 防災系統の緑の考え方

防災系統の縁として、以下のような緑が考えられます。

●災害防止・緩和機能を有する緑

洪水や崖崩れ等自然災害による被害を抑制する農地や水辺地、斜面樹林、大 気汚染や騒音等の被害を抑制する緩衝緑地等

●避難体系に資する緑

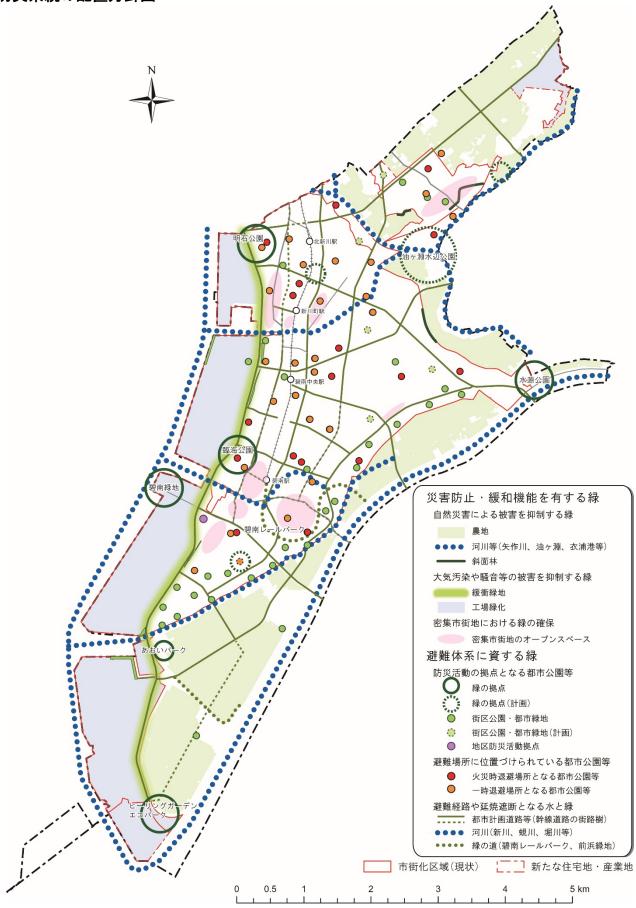
防災活動の拠点や災害時の避難場所として機能する都市公園等のオープンスペースや、避難経路や延焼遮断の機能を有する幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

防災系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものと します。

- ◆ 碧南市地域防災計画において、一時退避場所や火災時退避場所に位置づけている 都市公園等は、防災機能の充実を図ります。
- ◆ 緑の拠点となる地区公園や近隣公園は、防災活動の地域拠点として位置づけ、幹線道路等によるネットワーク化を進めて防災機能の充実を図ります。
- ◆ 新たな街区公園は、他の避難場所の配置を考慮して避難場所としての指定を検討し、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫等防災機能の整備を図ります。
- ◆ 密集市街地では、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの配置を推進します。
- ◆ 農地や河川は、水害による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 緩衝緑地は、大気汚染、騒音等による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 崖地の斜面林は、土砂災害の防止を図る緑地として位置づけます。
- ◆ 道路緑化や緑道整備により、避難経路や延焼遮断となる水と緑のネットワークを 形成します。

■防災系統の配置方針図



(4) 景観系統の配置方針

① 景観系統の緑の考え方

景観系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

●本市を代表する自然景観

市街地を取り囲む良好な田園地帯や水辺地等

●ランドマークとなる緑

本市のランドマークやシンボルマークとなる臨海公園や明石公園、油ヶ淵水 辺公園等の拠点となる緑

●地区を代表する郷土景観

古くからあり地域の郷土景観を形成する寺社の緑や斜面林等

●良好な都市景観を構成する緑

地区の美観向上と緑豊かな都市景観の形成に資する街区公園や幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

景観系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものと します。

- ◆ 本市の骨格となる河川、海や優れた農地は、貴重な自然景観となる緑地として位置づけます。
- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園等、ランドマークとなる施設をもつ都市公園は、周辺の景色と一体的にシンボリックな景観を形成する緑地として位置づけます。
- ◆ 保存樹木、保存樹林や斜面林等は、地域を象徴する歴史的な自然景観の要素となる緑地として保全します。
- ◆ 市街地を流れる河川は、保全や水辺空間の創出により、都市景観の形成機能をも つ緑地として位置づけます。
- ◆ 幹線道路は、道路緑化や沿道緑化により、都市景観の形成機能をもつ緑地として 位置づけます。

■景観系統の配置方針図



6.2 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 身近な公園の整備方針

身近な公園(住区基幹公園、都市緑地、緑道)については、以下に示す配置方針に 基づき、計画的に整備していくものとします。

<10年間の整備方針>

- ●目標年次の2030年(令和12年)までの約10年間においては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。
- ●公園が不足している地域においては、生産緑地地区や空地等を活用して都市公園 の整備を推進します。
- ●密集市街地で街区公園の整備が困難な地域においては、市民緑地等の整備を検討 します。
- ●拡大市街地においては、面整備事業等により3%程度の緑地等の確保を図ります。

<将来的な整備方針>

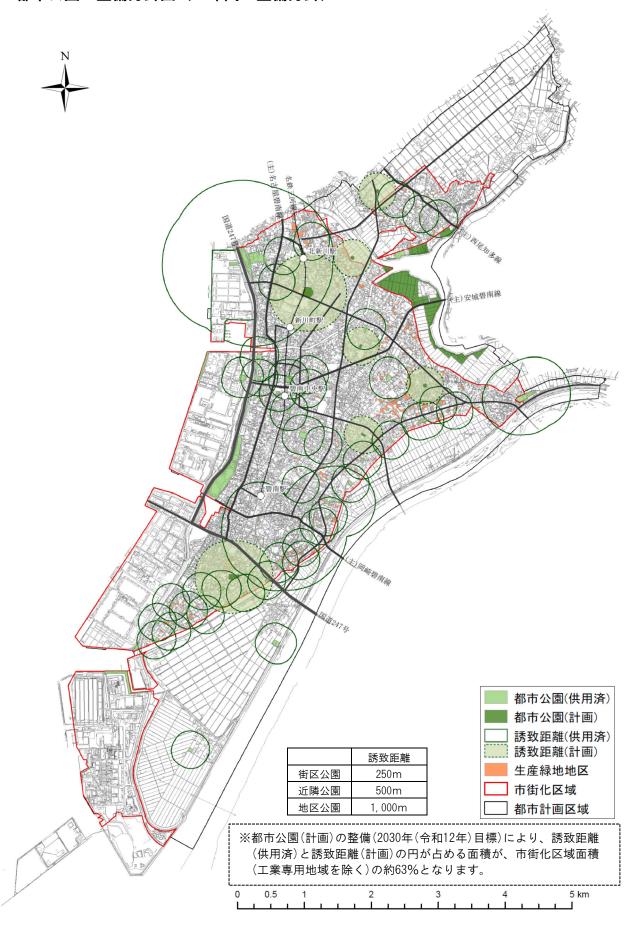
- ●将来の目標は、都市公園法施行令第1条に規定される住民1人あたりの都市公園面積10㎡を確保することとします。
- ●市街化区域においては、街区公園の誘致距離を概ね250mとして、適正に配置する こととします。
- ●地域の拠点となる近隣公園は、広域公園、総合公園や地区公園の配置を考慮して、 各地域において、概ね1ヶ所を配置することとします。

(2)緑の拠点となる公園の整備方針

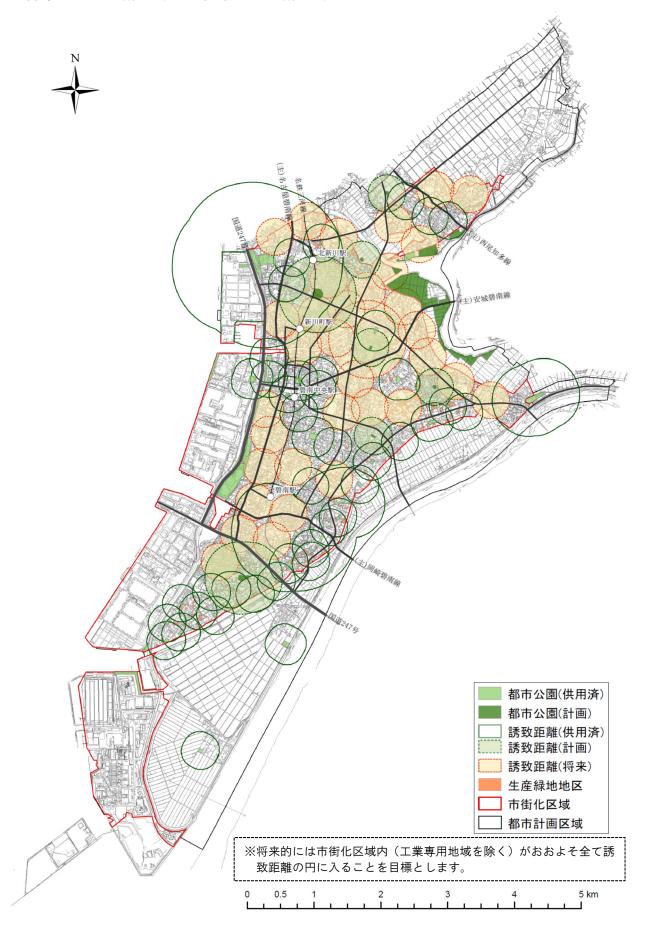
市を代表する緑の拠点となる公園については、以下に示す配置方針に基づき、計画 的に整備していくものとします。

- ●県営油ヶ淵水辺公園は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民との協働の場となる広域公園として、愛知県と連携して整備を進めます。
- ●碧南市臨海公園、明石公園、碧南緑地、㈱JERAの民間施設緑地は、広域的な 交流拠点として適正な維持管理を行います。

■都市公園の整備方針図(10年間の整備方針)



■都市公園の整備方針図(将来的な整備方針)



(3) 都市公園の管理の方針

都市公園については、以下に示す管理方針に基づき、市民や民間事業者等多様な主体の参加により管理していくものとします。

- ●市は、公園施設の点検やそれに基づく補修・改修を定期的に実施するとともに、 計画的な施設の更新やリニューアルを検討します。
- ●地域住民が都市公園の管理・運営に主体的に参加できる仕組みを構築し、公園利用のルール作りや公園施設の整備・管理への住民参加を促進します。
- ●指定管理者制度や公募設置管理制度等を活用し、都市公園施設の設置・管理への 民間事業者等の参加を促進します。
- ●公園等愛護会等ボランティア団体への支援充実を図るとともに、活動内容の情報 発信や幅広い年代への参加呼びかけ等を通して活動の活性化を促進します。



明石公園

6.3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■施策体系図

基本方針	施策方針	実施施策
【保全の方針】 豊かな自然を守り、市民 生活と調和した環境を維 持します	●都市の骨格をなす河川緑 地や農地の保全	★水辺の保全・管理 ★農地の保全 ★河川の水質改善 ★河川景観、田園景観の保全 ★緩衝緑地の維持
	●生物多様性の確保や良好 な生活環境の形成に配慮 した環境対策	★環境基本条例の遵守 ★環境教育の推進 ★リサイクルの推進 ★自然エネルギーや省エネルギーを考慮した施設整備の推進 ★公共事業や市街地開発における自然の生態系への配慮
	●市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成	★斜面林の管理・保全 ★市街地内樹林の保全 ★文化財(緑地)の保全 ★公園・街路の樹木の維持・保全 ★生産緑地地区等市街化区域内農地の保全
【活用の方針】 地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます	●公園緑地の多面的活用	★レクリエーションへの活用★防災への活用★公園施設のユニバーサルデザイン化★公園施設の安全の確保★飲食店、売店等便益施設の充実
	●公共施設・民間施設の活用	★寺社境内地の緑地の活用 ★学校施設の活用 ★民間施設の活用
	●自然の緑の活用	★矢作川河川敷の活用 ★市民農園等における農業体験の場として 活用

基本方針	施策方針	実施施策
	●緑の拠点となる公園整備 の推進	★広域公園の整備促進★運動広場の整備推進★近隣公園の整備推進★港湾緑地の整備促進
	●密集市街地におけるオー プンスペースの確保	★オープンスペースの確保 ★空き地を活用した公園緑地の整備推進 ★生産緑地地区の活用
	●河川や道路等ネットワー クの形成の推進	★河川環境の整備 ★幹線街路空間の整備
【創造の方針】 身近な緑を増やし、快適 な市街地環境を造ります	●多様なニーズに対応した 公園整備の推進	★街区公園の整備 ★地域住民の参画による公園整備 ★地域のニーズに合った公園の整備・リニュ ーアル
	●安全、安心に暮らすための 緑の創出	★避難路となる緑道の整備推進 ★工場の緑化促進
	●遊休地の活用の推進	★遊休地を活用した緑地の整備推進 ★大規模空地における土地活用
	●公共空間·民有地緑化の推 進	★公共空間の緑化推進 ★地区計画制度や緑地協定制度の活用 ★緑化地域制度の指定検討 ★屋上緑化・壁面緑化への支援 ★住宅地の緑化推進
【管理の方針】 多様な主体が、緑の維持 管理活動への参画を進め ます	●市民団体や民間事業者等 を含めた緑地の管理体制 の構築	★公園緑地管理団体の育成 ★公園の活性化に関する協議会の設置 ★民間事業者による公園施設の設置・管理制度の導入 ★公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築 ★安全・安心な公園づくり
	●地域住民との協働による 緑化の推進	★ボランティア団体の育成・支援 ★ボランティアサポートプラザとの連携 ★あおいパークとの連携 ★緑に関するイベントの開催 ★ホームページや広報を活用した緑化活動のPR ★緑化活動に対する表彰制度の創設検討 ★緑化に関する補助制度の充実と周知

- (1) 「保全」に関する施策の方針
- ① 都市の骨格をなす河川緑地や農地の保全

本市の緑の骨格をなす河川緑地や農地等の自然環境は、法規制により保全を図るとともに、市民が快適にふれあうことができるように環境改善を図ります。

【個別施策】

施策	内 容
水辺の保全・管理	◆河川及び海岸等の水辺は、生物多様性に配慮した保全及び管理を 行い、生態系の健全な維持を図る。
農地の保全	◆都市計画法の区域区分により、無秩序な開発を抑制し、優良農地 の保全を図る。
河川の水質改善	◆公共下水道の整備を推進し、河川や公有水面の水質改善を図る。
河川景観、田園景観の保全	◆河川緑地や農地の保全と美化に努めて、良好な景観の保全を図る。
緩衝緑地の維持	◆緩衝緑地、工場植栽地、碧緑地や公有水面等の工業地と市街地の 緩衝となる緑地の維持を図る。

② 生物多様性の確保や良好な生活環境の形成に配慮した環境対策

地域住民や事業者との協働により環境保全や環境意識の醸成を推進するとともに、 周辺の自然環境に配慮した事業・開発手法を活用し、生物多様性の確保と多様な生態 系の育成を図ります。

施 策	内 容
環境基本条例の遵守	◆碧南市環境基本条例を遵守し、地域住民や事業者との協働による 環境施策の推進と環境保全を図る。
環境教育の推進	◆学校における環境美化や自然観察会等、子どもが自然とふれあい 学びながら、環境の保全と継承への理解を深める環境教育を推進 する。
リサイクルの推進	◆緑地の管理で発生する樹木や枝等のチップ化、落ち葉や刈草等の 堆肥化により再資源化して活用することにより、緑のリサイクル を推進する。
自然エネルギーや省エネルギ ーを考慮した施設整備の推進	◆公園等の整備においては、太陽光等自然エネルギーの導入や照明 灯のLED化等を推進する。
公共事業や市街地開発におけ る自然の生態系への配慮	◆生態系調査の実施や碧南の風土にあった植樹、多自然型工法による河川整備等生態系に配慮した取組を推進する。

③ 市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成

斜面林や寺社境内地の樹木等、地域を特徴づける緑地については、市街地に残る貴重な自然の緑として保全・育成し、次世代への継承を図ります。

施策	内容
斜面林の管理・保全	◆風致景観の保全、生態系の保全や土砂災害防止の観点から、保存 樹林等の指定により、適正な管理に努めて、保全・継承を図る。
市街地内樹林の保全	◆市街地内の樹木・樹林は、保存樹木や保存樹林として適正に管理 するとともに、新たな指定に努めて、保全・継承を図る。
文化財(緑地)の保全	◆文化財保護法により、霞浦神社等の緑の保全・継承を図る。
公園・街路の樹木の維持・保 全	◆避難地·避難路としての安全性を高める公園内の樹木や街路樹は、 現状の維持・保全に努める。
生産緑地地区等市街化区域内 農地の保全	◆都市計画法による生産緑地地区は、市街化区域の優良な農地であり、市街化区域の貴重な緑として保全と活用を図る。また、生産緑地地区以外の農地においても、将来的に農地として維持されるよう努める。



寺社境内地の樹木

- (2) 「活用」に関する施策の方針
- ① 公園緑地の多面的活用

都市の緑の拠点となっている公園緑地においては、レクリエーションや防災等多面的な機能の活用を図るとともに、利用者の安全性や利便性の向上に努めます。

R I PO CONTROL OF THE POPULATION OF THE POPULATI		
施策	内容	
レクリエーションへの活用	◆地域で使いやすい公園緑地の整備やリニューアルにより、地域の 行事やイベント等への利用を促進するとともに、公園に関する各 種情報のPRを図る。	
防災への活用	◆地域の防災活動での公園緑地の利用を促進するとともに、避難場 所としての機能の充実と耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等防 災設備の整備を図る。	
公園施設のユニバーサルデザ イン化	◆公園内の施設整備にあたっては、高齢者や障害者等が安全に移動でき、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する。	
公園施設の安全の確保	◆老朽化がみられる遊具等公園施設については、定期的に安全点検 を実施し、子ども等が安全に遊ぶことができるように適正な管理 の実施を推進する。	
飲食店、売店等便益施設の充 実	◆公園敷地内や近隣への飲食店・売店等の誘致、整備や自動販売機の設置を促進し、公園利用者の利便性向上を図る。また、車での来訪等にも対応できるよう、地域の意向や公園の利用状況等も踏まえ、駐車場の必要性を検討する。	



公園内の防災設備

② 公共施設・民間施設の活用

寺社境内地や学校等地域の活動の場となっている緑地においては、市民に身近な緑として既存の樹木・樹林の保全や敷地内の緑化を推進するとともに、レクリエーション等の活動の場として活用を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
寺社境内地の緑地の活用	◆市街地の歴史的な緑地として、樹木・樹林等の保全を図り、地域 の活動の場や歴史的な景観要素としての活用を図る。
学校施設の活用	◆植樹、壁面緑化、屋上緑化やグラウンドの芝生化等敷地内の緑化 を推進する。また、グラウンド等学校施設の開放を行い多面的な 活用を推進する。
民間施設の活用	◆企業グラウンド等、市と協定等による開放を目指して、緑地としての活用を図る。

③ 自然の緑の活用

河川や農地等自然の緑については、良好な自然環境を保全しながら、レクリエーション機能の充実を図り、市民が自然とふれあう場としての活用を推進します。

施策	内 容
矢作川河川敷の活用	◆矢作川河川敷は、市民が様々な機会を通じて自然とふれあうことができる場として活用を図る。
市民農園等における農業体験 の場として活用	◆市民が自然とふれあうことができる機会を創出するため、農業が 体験できる観光農園や体験教育ができる場の整備を検討する。



あおいパーク(市民農園)

- (3)「創造」に関する施策の方針
- ① 緑の拠点となる公園整備の推進

広域的な緑の拠点となる県営油ケ淵水辺公園の整備を促進するとともに、市と地域の拠点となる公園緑地の整備を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
広域公園の整備促進	◆自然とふれあい交流できる広域公園として、愛知県と連携しながら、整備を促進する。
運動広場の整備推進	◆市民の健康づくりやレクリエーションの拠点となる運動広場の整備を推進する。
近隣公園の整備推進	◆地域や利用者のニーズを勘案しながら、地域の拠点となる近隣公園の整備を推進する。
港湾緑地の整備促進	◆碧南緑地周辺は、スポーツ・レクリエーション機能や、親水空間 の創出を促進し、緑と水の拠点としての機能の強化を図る。

② 密集市街地におけるオープンスペースの確保

密集市街地においては、地権者との協議・調整を行いながら、空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討します。

施策	内 容
オープンスペースの確保	◆密集市街地においては、市民緑地制度の活用や土地の買取等により、オープンスペースの確保を検討する。
空き地を活用した公園緑地の 整備推進	◆未利用地となっている空き地については、地権者との協議・調整を進めながら、公園緑地としての活用を検討する。 ◆空家の除去により跡地が発生する場合にも、地権者や地域住民等との協議において、公園緑地としての活用を検討する。
生産緑地地区の活用	◆生産緑地地区のうち公園緑地等に適している土地に関しては、地 権者の意向を確認し土地の買取等によるオープンスペース確保に 努める。

③ 河川や道路等ネットワークの形成の推進

河川緑地や幹線街路においては、市民が散策等できる快適な緑地空間の創出を推進するとともに、緑道や歩行者専用道路の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
河川環境の整備	◆自然環境を保全するとともに、川とふれあうことができる整備を 推進し、快適な歩行空間の創出を図る。
幹線街路空間の整備	◆道路植栽や沿道施設の緑化を推進するとともに、電線類の地中化 や歩道の透水性舗装化を推進し、環境や景観に配慮した快適な歩 行空間の創出を図る。



堀川緑地

④ 多様なニーズに対応した公園整備の推進

街区公園等地域の身近な公園については、地域住民のニーズを勘案し、使いやすく 持続的に利用できる公園整備を推進します。

施 策	内 容
街区公園の整備	◆最も身近な都市公園として、地域のバランスに配慮しながら、計画的な街区公園の整備を推進する。
地域住民の参画による公園整 備	◆公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。
地域のニーズに合った公園の 整備・リニューアル	◆公園施設の長寿命化計画を策定し、老朽化し利用しにくい公園の リニューアルを検討し、地域のニーズに合った公園整備を推進す る。

⑤ 安全、安心に暮らすための緑の創出

災害時に避難路として機能する緑道の整備と、工業地における緑化の充実を図り、 安全で安心して快適に暮らすことができる緑化を推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
避難路となる緑道の整備推進	◆災害時の避難路を確保するため、市街地における緑道の整備や道路空間における植樹帯の確保に努める。
工場の緑化促進	◆臨海工業地帯では公害防止協定の締結により、工業地における緑化の充実を推進する。 ◆市街地の工業地においても、緑化に関する補助制度の活用等により緑化を推進する。

⑥ 遊休地の活用の推進

名鉄三河線跡地のうち未整備となっている区域や、大規模な空地は、緑地としての 活用を検討し、市街地における緑地の確保と緑のネットワークの形成を推進します。

施 策	内 容
遊休地を活用した緑地の整備 推進	◆市街地内の遊休地の活用により、緑地の整備を推進し、市街地に おける緑のネットワークを形成する。
大規模空地における土地利用	◆工場跡地や商業施設跡地等の土地利用について、庁内で情報共有できる仕組みの構築及び都市公園等としての活用を検討する。



名鉄三河線跡地

⑦ 公共空間・民有地緑化の推進

公共施設における積極的な緑化を推進するとともに、緑化に関する各種制度等を活用し、民間施設や住宅地における敷地内緑化や屋上緑化及び壁面緑化を促進します。

施策	内 容
公共空間の緑化推進	◆公共施設の建物や敷地、駐車場等の積極的な緑化を推進し、市民 の憩いの場として提供を図る。
地区計画制度や緑地協定制度 の活用	◆新たな市街地開発においては、良好な都市環境の形成を図るため、 地区計画制度による緑化率条例や緑地協定の導入を検討する。
緑化地域制度の指定検討	◆市街化区域においては、建築物の新築や増築時に緑化率の制限を 行う緑化地域制度の指定を検討する。
屋上緑化・壁面緑化への支援	◆公共施設や工場、住宅地等民間施設における積極的な緑化を推進 するため、屋上緑化、壁面緑化を推進する。
住宅地の緑化推進	◆地域住民や企業において、緑のカーテン、生垣・花壇づくり等、 敷地内の緑化を促進する。



碧南市芸術文化ホールの緑

- (4) 「管理」に関する施策の方針
- ① 市民団体や民間事業者等を含めた緑地の管理体制の構築

市民団体や民間事業者等が、公園施設等の設置、維持管理を主体的に実施できる制度構築を推進するとともに、地域住民が公園施設整備や管理に積極的に参加できる場の設置を検討します。

施策	内 容
公園緑地管理団体の育成	◆一定の緑地整備と管理機能を有する NPO 法人やまちづくり会社等 を育成し、民間の事業主体が緑地の保全や管理、買取り等に参加 できる体制整備を検討する。
公園の活性化に関する協議会 の設置	◆公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等とが住民ニーズの共有や管理方法の協議等を行う協議会づくりを検討し、住民と行政が一体となって公園の活性化に取組む。
民間事業者による公園施設の 設置・管理制度の導入	◆都市公園内の飲食店、売店等公園施設の設置、管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度(Park-PFI)の導入を検討する。
公園内植栽や街路樹等の管理 体制の構築	◆公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者 による管理体制を構築し、定期的なパトロールや剪定等の実施を 推進する。
安全・安心な公園づくり	◆公園利用者が安心して利用できるよう、地域住民や公園管理者による防犯パトロールの実施や、死角をつくらない植栽配置等を推進する。



公園整備に関するワークショップの様子

② 地域住民との協働による緑化の推進

緑に関するイベントや情報発信により、市民の緑化意識の高揚と啓発を行いながら、 地域住民やボランティア団体の緑化活動を支援し、協働による緑のまちづくりを推進 します。

施 策	内 容
ボランティア団体の育成・支 援	◆公園等愛護会、花いっぱい運動推進団体や碧の道里親プロジェクト等の活動団体を支援するとともに、団体の担い手となる人材の育成を図る。
ボランティアサポートプラザ との連携	◆ボランティアサポートプラザへの登録団体と連携を図り、緑化活動に取組む。
あおいパークとの連携	◆あおいパークで行われているガーデニング講習会等への参加者と 情報交換を行い、市内の緑化を促進する。
緑に関するイベントの開催	◆市民植木市等イベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に 取組む。
ホームページや広報を活用し た緑化活動のPR	◆ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに取組む。
緑化活動に対する表彰制度の 創設検討	◆緑化活動に対する市民の意識向上を図るため、地域住民が主体と なる公園の清掃や緑化活動の表彰制度の創設を検討する。
緑化に関する補助制度の充実 と周知	◆生垣設置奨励補助制度、民間事業者等緑化推進事業補助制度、花 壇設置奨励補助制度等、市民や事業者の積極的な緑化を支援する 補助制度を充実するとともに、市民と事業者への周知を図る。



ボランティア団体の活動の様子